

審査基準及び標準処理期間整理個表

処 分 名	竹木の流送等の許可等	
処 分 の 概 要	河川管理者の許可を受けて竹木の流送を行う。	
根 拠 法 令 名	河川法(昭和39年法律第167号)	
条 項	第28条	
所 管 課	道路河川管理課	
経由機関での処理期間		なし
所管課での処理期間		15日
標 準 処 理 期 間	計	15日
審 査 基 準	○竹木の流送等の許可を行うに当たっては、地形、河川管理施設又は河川区域内に設置されている工作物の状況、河川の自由使用の状況等を勘案して、河川管理上の支障の有無について審査を行い、支障を生じるおそれがない場合に許可をすることができるものであること。 【根拠法令等】 《河川法》 第28条(竹木の流送等の禁止、制限又は許可) 河川における竹木の流送又は舟若しくはいかだの通航については、一級河川にあっては政令で、二級河川にあっては都道府県の条例で、河川管理上必要な範囲内において、これを禁止し、若しくは制限し、又は河川管理者の許可を受けさせることができる。 《河川法施行令》 第16条の3(一級河川における竹木の送水の許可) 一級河川において竹木の流送をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。ただし、河川管理者が指定した水域において河川管理者が指定した方法により行う竹木の流送については、この限りでない。 行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の審査基準の策定等について(H6.9.30 河政発52号) 行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の運用等について(H6.9.30 河政発53号)	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



総日数15日（休日は含まない）

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。